

住民投票制度に関する参考資料

1 外国人に対する投票権付与資格の例

- (1) 引き続き3箇月以上住所を有する永住外国人
- (2) 投票日において住所を有する永住外国人及び日本人の配偶者を持つ外国人
- (3) 引き続き3箇月以上住所を有する全外国人(但し、該当者が極めて少ない地域)
- (4) 引き続き3箇月以上住所を有する永住外国人及び日本人の配偶者を持つ外国人
- (5) 投票日の1年以上前から引き続き住所を有する外国人
- (6) 市内に住所を有する外国人(永住者・定住者等)

2 特別永住外国人及び永住外国人

法的に特別永住者と一般永住者に分けられる。特別永住者は、日本が降伏文書に調印した1945年9月以前から日本に住む朝鮮半島、台湾出身者とその子孫。一般永住者は在留期間の長さなどを考慮して法相が許可した人。

永住許可申請の要件

- ①素行が善良である。(素行要件)
- ②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有する。(独立生計要件)
- ③国益に合致すると認められた時
- ④10年以上継続して日本に在留しているとき。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格を持って引き続き5年以上在留していることを要する。
- ⑤最長の在留期間を持っている。

原則10年に関する特例(緩和要件)

- ①「留学」から「就労」在留資格に変更後5年以上
- ②日本人の配偶者、永住者の配偶者、特別永住者の配偶者は婚姻後3年以上かつ、引き続き1年以上本邦に在留その実子等の場合は、引き続き1年以上本邦に在留
- ③「定住者」は定住許可後5年以上
- ④外交、社会、経済、文化等の分野において、日本への貢献があると認められるものは在留5年以上

3 外国人に対する投票権付与等が規定された条文

条例名	条 文
岸和田市自治基本条例	<p>(住民投票)</p> <p>第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、<u>定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。</u></p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>
篠山市自治基本条例	<p>(住民投票)</p> <p>第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。</p> <p>2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。</p> <p>3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。</p> <p>4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 <u>請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。</u></p>

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	<p>(住民投票)</p> <p>第22条 市政運営に市民の意見を反映させることについては、市民参の充実を図っていくことを原則とするが、市民参画の充実を図ってもなお市民の意見をよりの確に把握し、市政に反映させる必要があると認めるときは、市政運営上の重要事項について、市民及び議会の請求並びに市長の発議により、住民投票を実施することができる。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第23条 次条の投票資格者で、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものは、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。この場合において、宗像市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は福岡県若しくは宗像市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、規則で定める期間、請求のための署名を求められない。</p> <p>2 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。(署名の収集等)</p> <p>第24条 第17条の規定は、前条第1項の規定による住民投票の請求について準用する。この場合において、「提案代表者」とあるのは「代表者」と、「提案資格者」とあるのは「投票資格者」と、「500人以上」とあるのは「投票資格者の総数の3分の1以上」と、「実施機関」とあるのは「市長」と読み替える。</p> <p>第25条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宗像市の住民票が作成された日(他の市町村から宗像市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上宗像市の住民基本台帳に記録されているもの</p> <p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が宗像市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による宗像市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過し、規則で定めるところにより、選挙管理委員会に登録の申請をしたもの</p> <p>2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第3 19号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3 年法律第71号)に定める特別永住者</p> <p>(投票結果の成立要件)</p> <p>第26条 住民投票は、1つの事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないこととする。この場合において、開票作業その他の作業を行わない。</p> <p>(投票結果の尊重)</p> <p>第27条 市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票実施の手続)</p> <p>第28条 住民投票の形式、方法その他住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定める。</p>
静岡市自治基本条例	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の請求及び市議会への付議)</p> <p>第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>

<p>名張市自治基本条例</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。</p> <p>3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の発議及び請求)</p> <p>第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。</p> <p>4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。</p>
<p>大東市自治基本条例</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第28条 18歳以上の永住外国人を含む市内に在住する者は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。</p>
<p>豊中市自治基本条例</p>	<p>(市民投票)</p> <p>第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>北栄町自治基本条例</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第15条 町長は、町政に係る重要事項について、住民の意思を町政に反映するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第16条 本町に住所を有する年齢満18歳以上の者(永住外国人を含む。)は、町政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町政に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、町政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 町長は、町政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 このほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>日吉津村北自治基本条例</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第34条 村長、村政に関する重要事項について、住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 村は、住民投票の投票資格要件及び実施に関する手続き、その他必要事項について、別に条例で定めなければなりません。</p> <p>3 村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第35条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、村政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、村長に住民投票を請求することができます。</p>

	<p>2 村長は、前項の請求があったときは、意見を付してこれを議会に付議しなければなりません。</p> <p>3 議員は、村政に係る重要事項について、議員定数の6分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができます。</p> <p>4 村長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>5 村長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。</p>
伊賀市自治基本条例	<p>(市民投票の原則)</p> <p>第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。</p> <p>3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p> <p>2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>
越前市自治基本条例	<p>(住民投票の請求又は発議)</p> <p>第16条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>(住民投票の実施)</p> <p>第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。</p> <p>2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。</p> <p>(1) 市内に住所を有する年齢満20年未満の日本国籍を有する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)</p> <p>3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民 投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。</p> <p>4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p>

4 常設型住民投票条例に規定された外国人を含む投票資格者の例

川崎市住民投票条例	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 日本の国籍を有する者</p>
-----------	---

(2) 日本の国籍を有しない者であつて、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの(同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者

(2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者